

info 町税納付の猶予制度

徴収の猶予

次の理由で町税を一時に納付できない場合は、申請することで原則1年以内の期間に限って徴収の猶予が受けられる場合があります。

- ・財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したりしたとき
- ・事業を廃止し、又は休止したとき
- ・事業に著しい損失を受けたとき
- ・本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき

換価の猶予

町税を一時に納付することで事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請することによって原則1年以内の期間に限って換価の猶予が受けられる場合があります。

※詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

▼問合せ 税務課収納係

☎28・0926

info 遺児高校入学祝金

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳未満の児童が、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校に入学する場合に入学祝金を支給します。

該当される方は、手続きしてください。

▼対象者 次のいずれかにあてはまる児童を養育している方

- ①父か母が死亡した児童
- ②父母ともに死亡した児童
- ③父か母が引き続き1年以上行方不明となっている児童

▼祝金額 遺児1人 2万円

▼申請時必要な書類等

①高等学校等への在学、入学年度を証明する書類(学生証等)

②振込先が分かるもの(通帳がキャッシュカード)

▼問合せ 福祉課子育て支援係

☎28・0936

info 志水ふれあい広場の利用上の注意

志水ふれあい広場では、周囲に危険を引き起こす行為を禁止しています。

野球やサッカーなどでは、広場の外に飛んだボールが、周辺の住宅や自動車に当たるなどの事例が多くなっています。また、道路での事故につながる可能性もあり、とても危険です。

ボールを強く投げたり、ネットを超えて外に出したりしないようにしてください。

マナーを守り、多くの方が安心して利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 社会教育センター

☎28・5335

info 屋外広告物のルール

ポスター・はり紙・立看板・広告塔など、屋外広告物の設置については、愛知県屋外広告物条例により、表示の仕方や場所などにルールが定められています。屋外に広告物を出すときには、事前にご相談ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎28・0944

寄附御礼

トランペット 1台
豊山中学校への寄附
寺口 曉徒 様

相談

よろず相談

とき 4月21日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 行政相談委員・人権擁護委員
問合せ 総務課総務係 ☎28・6003
福祉課福祉係 ☎28・0912

消費生活相談

とき ①4月7日(水)、②4月21日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 消費生活相談員
問合せ まちづくり推進課 まちづくり推進係
☎28・0944

心配ごと相談

とき 4月20日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センターしいの木
2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
とき 4月21日(水) 午後3時～午後5時
(1人30分程度)
ところ 役場3階会議室4
対象者 町内に在住か通勤の方(相談時間は1人30分程度、一人二回まで)
予約方法 前日までに電話か役場3階12番窓口でお申し込みください。
問合せ 総務課総務係 ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日 午前8時～翌日の午前8時
☎0120・783・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付時間 24時間いつでも
☎052・931・4343
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

身体障がい者等相談

とき 4月13日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
☎39・0776 (電話相談可)
相談員 身体障害者相談員 知的障害者相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

母子家庭自立支援・就業相談

とき 4月13日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 4月15日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912